

棚卸実施基準

(目的)

第1条 本基準は、実地棚卸の実施について定めたものであり、実地棚卸は、この棚卸実施基準に従い実施しなければならない。また、正確に実地棚卸をすることにより、保管状況の調査、破損品、陳腐化品の発見・整理をするとともに、今後の受払管理及び在庫管理の向上を目的としている。

(棚卸実施時期)

第2条 棚卸基準日は、11月末日、2月末日、5月末日、8月末日及び棚卸総括責任者が必要と認めた時とする。ただし、実際に棚卸を行う日は、棚卸実施責任者の判断により、上記基準日より前のできるだけ近い日で在庫の動きがない日又は少ない日等を定めることができる。

2. 基準日以外の日に棚卸をする場合は、棚卸実施責任者は、棚卸総括責任者の同意を事前に得なければならない。

(実地棚卸の範囲)

第3条 実地棚卸は商品を対象とし、入荷未処理品、返品未処理品、預り品、預け品、不良資産等の全ての現品を扱うものとする。

2. 棚卸実施場所は、原則として、棚卸資産が存在する全ての場所を対象とする。ただし、委託倉庫、預け在庫先については、下記の場合に限り、実地棚卸を実施したものとみなすことができる。

① 委託倉庫

棚卸基準日における在庫証明書を入手し、テストカウント及び管理状況の確認を行う。

② 預け在庫先

棚卸基準日における在庫証明書又はこれに準ずる証憑を入手する。

(実地棚卸のための組織)

第4条 実地棚卸のための組織は、棚卸総括責任者、棚卸実施責任者、棚卸実施担当者、棚卸立会者により構成される。

(棚卸総括責任者)

第5条 棚卸総括責任者は、株式会社トゥエンティフォーセブンのフィットネス事業本部長とする。

2. 実地棚卸に関する一切の指示は棚卸総括責任者が発し、実地棚卸に係わる全ての人員は、その指示に従うものとする。

(棚卸実施責任者)

第6条 棚卸実施責任者は、棚卸総括責任者が棚卸するエリアごとに指名する。

2. 棚卸実施責任者は、棚卸総括責任者の指示に従い、自己の担当するエリアの実地棚卸に関する一切の責任を負い、自己の責任において、棚卸実施担当者による実地棚卸の実施を指揮し、監督しなければならない。

(棚卸実施担当者)

第7条 実施棚卸を実施する担当者を棚卸実施担当者と呼ぶ。

2. 棚卸実施担当者は、棚卸実施責任者の指示により、2名1組となり適正に実地棚卸を行う責任を負う。

(棚卸立会者)

第8条 棚卸の実施にあたり、その実施状況の指導、監督、助言を行うため、棚卸立会者を設ける。

2. 棚卸立会者は、社内から必要人員数を棚卸総括責任者により選定される。
3. 棚卸立会者は、実施棚卸の場に立会い、この棚卸実施基準に従い、棚卸が適正に実施されているかどうかを検討し、棚卸実施責任者に対して必要な助言・勧告を行う。

(棚卸計画)

第9条 実地棚卸を実施するにあたり、事前に棚卸計画を立案する。

(棚卸実施要綱の作成)

第10条 棚卸総括責任者は棚卸実施日の1ヶ月前までに、棚卸実施日・棚卸実施場所・棚卸実施責任者を決定すると同時に、棚卸立会者が同行する場合は選定し、棚卸実施責任者及び棚卸立会者にこれを通知するものとする。

2. 棚卸実施責任者は、下記の事項を検討し、これを「棚卸実施要綱」としてとりまとめ、棚卸実施日の1週間前までに棚卸総括責任者に提出しなければならない。なお、棚卸実施要綱の様式は、棚卸総括責任者がこれを定める。
 - (1) 実地棚卸の目的
 - (2) 実施棚卸本部
 - (3) 実施予定日
 - (4) 出庫および入庫の停止
 - (5) 棚卸対象品
 - (6) 棚卸の準備
 - (7) 棚卸の実施
 - (8) 参加者
3. 棚卸実施要綱作成にあたり、棚卸実施日は末日とする。しかし、棚卸作業の時間的ロス及び販売活動に支障が発生する場合は末日としないことができる。
4. 棚卸実施日が末日前である場合は、棚卸実施日から末日までの期間について受け払い明細書を作成する。
5. 棚卸実施日が末日後である場合は、末日の翌日から棚卸実施日までの期間について受け払い明細書を作成する。
6. 受け払い明細書の様式は、棚卸総括責任者がこれを定める。

(棚卸実施要綱の修正)

第11条 棚卸総括責任者は、棚卸実施責任者より提出を受けた「棚卸実施要綱」の内容を検討し、必要があれば、棚卸実施責任者に対してその修正を指示する。

(修正棚卸実施要綱の提出)

第12条 棚卸実施責任者は、棚卸総括責任者から修正の指示を受けた事項につき検討し、必要な修正を行った上、「棚卸実施要綱」を再度棚卸総括責任者に提出しなければならない。

2. 棚卸総括責任者は、「棚卸実施要綱」を承認した場合は、その旨を棚卸実施責任者に連絡するとともに、その写しを棚卸実施責任者及び棚卸立会者に配付する。

(事前整理)

第13条 棚卸実施責任者及び棚卸実施担当者は、棚卸実施日前日までに担当するエリア内について整理しておく。

(不良品)

第14条 棚卸実施責任者は、次に定める不良品のある場合には、特定のコーナーを設けて一ヶ所に集約保管し、不良品現物には「不良品」の表示をしておかなければならない。

2. 不良品については、販売可能性を吟味し「不良品リスト」を作成しなければならない。
3. 「不良品リスト」は棚卸実施、棚卸立会終了後に回収し、棚卸実施責任者押印の上、棚卸総括責任者に提出する。

(不良品の区分)

第15条 不良品の区分は、以下のとおりとする。

① 外装破損品

破損、汚損等の品質上の欠陥がある棚卸資産。

② 2年を超える滞留商品

品質上の欠陥はないが、入荷時から2年経過した棚卸資産。

③ 廃棄予定品

棚卸終了後に廃棄することが決定している棚卸資産。

(仕入先への返品連絡及び返品作業)

第16条 仕入先への返品商品で仕入先未引取品については、仕入先に対して引取の督促を行う。

2. 不動品については、在庫量の見直しを検討し、不良品とともに、返品可能なものは仕入先に返品を図る。

(預り品)

第17条 預り品とは、顧客からの依頼を受け、預かっている商品のことをいう。

2. 預り品の取り扱いについては、以下のとおりとする。

① 在庫商品から除外する。

② 顧客から預け証明書を入手する。

③ 預り品リストを作成し、管理する。

(棚卸結果報告書)

第18条 棚卸実施責任者は、棚卸終了後遅滞なく棚卸結果報告書を棚卸総括責任者に提出する。棚卸結果報告書には次の書類を添付する。

- ① 実施責任者の総評
- ② 棚卸リスト
- ③ 不良品リスト
- ④ 預り品リスト
- ⑤ 在庫差異原因調査表

(附則)

1. 本基準の変更は、株式会社トゥエンティフォーセブンのフィットネス事業本部長の決裁によるものとする。
2. 本基準は、平成 28 年 6 月 29 日より実施する。
 - 平成 28 年 8 月 1 日 改定・実施
 - 平成 28 年 11 月 15 日 改定・実施
 - 平成 29 年 7 月 19 日 改定・実施
 - 令和 7 年 6 月 1 日 改定・実施